

ファミリービジネスの ガバナンスの在り方

株式会社グローバル・リンク・アソシエイツ代表取締役

米 田 隆



1. GPIFによる株式投資比率の大幅引上げに対応した公開企業のガバナンス改革

年金積立管理運用独立行政法人（GPIF）の基本ポートフォリオに占める国内株式比率が、従来の12%から25%へと大きく引き上げられた。これをきっかけに金融庁による日本版スチュワードシップ・コードが導入され、機関投資家が投資先企業との対話を通じ持続的企業価値向上に努めなければならないことが義務付けられた。こうした機関投資家の積極的な対話の受入れを可能にするためにも、企業側のコーポレートガバナンス体制を見直そうと、コーポレートガバナンス・コードが平成27年6月から適用された。具体的には、株主総会招集通知の早期発送、経営理念の策定によるさまざまなステークホルダーとの協働、経営戦略、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針の作成、独立社外取締役の複数選任など、その内容は大変包括的だ。従来から批判のあった四半期ごとの開示によって長期投資が行いにくい経営環境を改善しようという視点に立った公開企業のガバナンス改革の試みといってよい。これは全ての上場企業に求められる「守りのガバナンス、つまりコンプライアンス」とは異なり、「攻めのガバナンス、つまり価値向上の仕組み」は各社特有であるべきで、中長期的なROE最大化に資するための戦略を明示できるかどうかを試されていると捉えるのが本質と考える。